

公認心理師国家試験受験資格「施行日前に大学院を修了した者」(法附則第2条第1項第1号)
 大学院で修めるべき科目(施行規則附則第2条):第1号から第4号までの全ての要件が満たされること

※通番は、該当する大学院授業科目を修得しているか確認するための番号です。「文学研究科心理学専攻授業科目一覧(平成9～30年度)」「大学院要項授業科目担当表」を参照のうえ受験資格についてご確認ください。

施行規則附則第2条		通番	修得条件	該当する大学院授業科目 (特別な記載がない限り、授業科目「臨床心理学特講」のうち、大学院要項に記載されている授業科目名に付記されている括弧書きに以下の名称が含まれていたもの)
第1号	保健医療分野に関する理論と支援の展開	①	必 どれか 1つ	・「精神医学」 ・「臨床神経心理学」 ・「リハビリテーション心理学」
第2号	イ 福祉分野に関する理論と支援の展開	②	イ～ニ (②～⑤) より2つ 以上	・「障害児心理学」 ・「障害心理学」 ・「発達臨床心理学」 ・「福祉分野に関する理論と支援の展開」
	ロ 教育分野に関する理論と支援の展開	③		・「学校臨床心理学」 ・授業科目「発達心理学特講」のうち、大学院要項に記載されている授業科目名に付記されている括弧書きに「児童期・青年期」の名称が含まれていたもの
	ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	④		・「犯罪・非行」
	ニ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	⑤		・「産業心理学」
第3号	イ 心理的アセスメントに関する理論と実践	⑥	イ～ニ (⑥～⑨) より2つ 以上	・「臨床心理査定」 ・「心理査定」 ・「査定」
	ロ 心理支援に関する理論と実践	⑦		・「心理療法」 ・「カウンセリング」
	ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	⑧		・「家族療法」 ・「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」
	ニ 心の健康教育に関する理論と実践	⑨		・「心の健康教育に関する理論と実践」
第4号	心理実践実習	⑩	必	・「臨床心理実習」